

平成23年度 兵庫県環境審議会大気環境部会  
ディーゼル自動車等運行規制あり方検討小委員会（第4回）会議録

日 時 平成24年2月17日（火）13:30～14:30

場 所 兵庫県民会館1202号室

議 題 (1)ディーゼル自動車等運行規制のあり方について  
(2)その他

出席者	小委員会委員長	山口 克人	特別委員	小谷 通泰
	委員	小林 悦夫	委員	西村 多嘉子
	特別委員	山村 充		

欠席者 なし

欠 員 なし

説明のために出席した者の職氏名

水大気課長	森川 格	水大気課主幹(計画担当)	藍川 昌秀
水大気課課長補佐兼交通公害係長	木下 勝功	その他関係職員	

会議の概要

開 会 (13:30)

冒頭、森川水大気課長から挨拶がなされた。

木下課長補佐から委員5名の出席があり、兵庫県環境審議会条例第6条第5項の審議会成立要件を満たしているとの報告がなされた。

審議事項

・ディーゼル自動車等運行規制のあり方について

審議の参考とするため、事務局（水大気課主幹）の説明を聴取した。（資料1）

（ 主な発言 ）

（山口委員長）

24 ページの中間とりまとめだけを見ると、環境基準を超過するおそれという部分に、どの項目が超えるのかという説明がない。SPM は問題がないということは推計結果からわかるため、NO<sub>2</sub> が環境基準を超過しているということは読み取れるが、とりまとめだけを

読むとわかり難い。

(水大気課主幹)

24 ページの中間とりまとめに NO<sub>2</sub> という文言を追記する。

(山口委員長)

SPM は問題がないという推計結果になったが、過去には SPM が問題であった。きれいになったという理由は、規制で排出ガスがきれいになったと考えてよいのか。

(水大気課主幹)

基本的には規制の効果が大きいと考えている。NO<sub>x</sub> も PM も自動車から出るが、PM については、エンジンの対策やフィルターも含めて、対策が取りやすかったということであると考える。

(山口委員長)

東京都は PM だけを規制しているが、東京でも SPM は問題ないということになっているのか。

(水大気課主幹)

東京都は、SPM については全局で環境基準を達成している。NO<sub>2</sub> は超過している測定局もあり、濃度のレベルから見ると、兵庫県より環境基準値を超えている局の濃度は高い。

(山口委員長)

埼玉県や神奈川県はどのような状況か。

(水大気課主幹)

東京都以外の県については資料を持ち合わせていないので、調べて後日回答させていただきます。

(山村委員)

中間とりまとめという形でまとめられているが、このような形で一般にも報告するということになるのか。それとも、伏せた状態で一般には出さないという扱いになるのか。

(水大気課主幹)

小委員会も含めて公開となっているので、この場で配布している資料も公開しているし、この委員会が終了した後も、ウェブ上で公開しているため、伏せておくというものではない。また、大気環境部会についても公開となっており、当日傍聴に来ていただければ見ることはでき、後からウェブ上で閲覧するという事も可能である。

(小林委員)

山村委員がおっしゃられて気になったが、小委員会としての中間とりまとめということは、小委員会は今後も存続するということになる。そうすると、前の審議会では、平成 22 年度に一旦見直しを行うということになっており、この小委員会が平成 23 年度に見直しを行った段階で、今後も継続するという答えを出したのであれば、中間ということではなく、一旦終結し、このことを受け、最終的には平成 27 年度になるのかわからないが、その時点でもう一度見直しを行うという結論にしないといけないのではないのか。この中間とりまとめでいくと、今後も毎年審議を続けていくということになるのではないかと思う。

(水大気課主幹)

小委員会は継続して存続するという事なので、議題についても、来年度以降、小委員会で適当な時期にご審議いただくことになると思う。大気環境部会については、小委員会の中間とりまとめを上げさせていただき、あり方については、審議を継続するという事について審議をいただくという事を考えている。したがって、小委員会は残ることとなり、議論については、国の見直しの結論は平成 24 年度以降となっているので、その動向を踏まえて審議をいただきたい。

(小林委員)

今説明いただいた内容を中間とりまとめの「今後の運行規制のあり方について」の中に書かれた方がよいのではないかと思います。素案には、あまり具体的な内容が書かれていないのではないかと感じる。中間とりまとめには明記せず、部会報告に具体的に書くということであれば問題はないが。

(水大気課長)

小委員会としては審議を継続するという事とし、その事を部会で決定していただくという形を考えている。

(小林委員)

部会で決定するという事であれば、小委員会としては、素案の 24 ページの中間とりまとめについて、「審議を継続することが必要である。」という表現に修正してはどうか。

(水大気課長)

そのように修正させていただく。

その他、反映できていないが、今後、全ての測定局で環境基準を達成できないため、もっと他の対策を考えるべきではないかというご意見については、継続審議の中で検討いただきたいと考えている。今後の国の対策が、一律に車からの排出量を下げて局所的な地点も含めてクリアするというものか、あるいは、小林委員から以前にお話しがあったように、局所的な対策を行うことになるのかというところを見ながら検討をしないといけないと考えている。

(山口委員長)

小委員会としては、条例規制については当面継続するという事とし、審議についても継続するという結論とすることでよろしいか。

(全委員異議なし)

(山口委員長)

本日いただいたご意見を含めて、細部の字句修正については委員長に一任いただき、事務局で修正いただいた上で各委員に配布するという事にし、中間とりまとめについては、大気環境部会に報告して審議していただくという事によろしいか。

(全委員異議なし)

(山口委員長)

事務局にて日程調整の上、次回、大気環境部会を開催するという事をお願いしたい。

閉 会 ( 1 4 : 3 0 )